

絵本と子育て事業講演会

「今こそ家庭に言葉を～絵本を使ってできることをマタニティ期のうちに学びませんか？」

10/26(土) 午後1時30分～3時30分

場 田無公民館

これから赤ちゃんを迎えるご家庭で、身近な大人の「生の声」で絵本を読んであげること、語りかけることの重要性や意味について聞いてみませんか。

日(水)午前10時から、開館時間中に電話・来館およびメールで氏名・住所・電話番号・参加方法を下記へ ※詳細は図書館HPへ

中央図書館 042-465-0823 lib-uketsuke@city.nishitokyo.lg.jp



いっしょにあそぼうわらべうた

10/20(日) ●第1回:午前10時30分 ●第2回:午前11時20分

場 ひばりが丘図書館

親子で一緒にわらべうたを楽しんでみませんか。 ●第1回:0歳児とその保護者 ●第2回:1～2歳の幼児とその保護者

月4日(金)午前10時から、開館時間中に来館または電話で問へ

問 ひばりが丘図書館 042-424-0264 ※詳細は図書館HPへ 042-465-0823



児童手当の申請 (令和6年10月(12月支給)分から拡充)

10月(12月支給)分から児童手当が変わります。制度改正に伴い申請が必要なのかを市HPから確認のうえ、ご申請ください。

改正前の児童手当(または特例給付)を受給している方

10月15日(火)に6～9月分を振り込みます。通知書に制度改正のお知らせを同封して送付予定です。内容をご確認のうえ、申請が必要な方はお早めにご申請ください。

改正前の児童手当(または特例給付)を受給していない方

10月15日(火)に西東京市から振り込まれない方は、現在市から児童手当(または特例給付)を受給していません。制度改正により支給対象になる方は、10月31日(木)ま

でに申請した場合12月から支給されます。※勤務先から支給される公務員の方は、勤務先にご確認ください。

過去に受給していても、現在受給していない場合(中学生以下の子がいない、所得制限により受給できないなど)は、申請しないと支給されないためご注意ください。

西東京市に住民登録があり、対象となる可能性がある児童の世帯へ申請案内を送付しましたが、児童が市外在住の場合などは市から案内が送付できません。ご自身で市HPをご確認のうえ、ご申請ください。

10月31日(木)(必着)まで ※詳細・電子申請は市HP(QRコード)から

申請が必要な方

- 中学生以下の子がおらず、高校生年代の子を養育している
所得制限により児童手当(または特例給付)を受給できなかった
現在受給中で、大学生年代の子を含め3人以上養育している



赤ちゃん集まれ～



赤ちゃんとお保護者の方が楽しめる赤ちゃんのつどいを行っています。お近くの赤ちゃんのつどいに参加しませんか。詳細は各センターHPへ

0～8カ月ごろの乳児とお保護者



赤ちゃんのつどい日程 10・11月

Table with columns: 会場, 日程. Lists various community centers and their event dates for October and November.

幼児教育・保育課 042-452-6777

児童扶養手当の申請 令和6年11月(令和7年1月支給)分から改正



子育て支援課 042-460-9840 市HP

支給要件に該当し、未申請の方は、子育て支援課(田無第二庁舎2階)で申請手続きをしてください。なお、児童扶養手当法等の一部が改正され、令和6年11月分の手当から所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。

次のいずれかの状態にある18歳になった最初の3月31日まで(一定の障害がある場合は20歳未満)の児童を養育する父、母または養育者

- 父母が離婚
父または母が死亡
父または母に重度の障害がある
婚姻によらない出生
※詳細は市HPへ

支給制限 次のいずれかの場合は該当しません。

- 児童が里親に委託または児童福祉施設などに入所
児童が請求者以外の父または母と生計同一
児童が父または母の配偶者(事実上の配偶者※を含む)と生計同一
請求者または児童が日本に住所を有しない
※単身の異性の住民票が同住所にある場合や定期的な訪問、生活費の授受などが行われている場合を含む

手当の支払月 申請日の翌月分から支給を開始し、奇数月(1・3・5・7・9・11月)に各2カ月分

支給金額(月額) 単位:円

Table showing child allowance amounts by number of children (1 person, 2 people, 3+ people).

所得制限 請求者本人および同居の扶養義務者等の所得制限(別表1・2参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

別表1 令和6年度児童扶養手当所得制限限度額表 (令和5年1月1日～12月31日の所得) (令和6年11月～令和7年10月分の手当に適用) 単位:円

Table showing income limits for child maintenance allowance based on the number of dependents.

受給者(父または母)または対象児童が、対象児童の母または父から、受け取る養育費がある場合は、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

別表2 所得から控除できる額 単位:円

Table showing deductible amounts from income, including social insurance, disability, and other allowances.

配偶者は寡婦控除なし